

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	子ども家庭部児童青少年課									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称					
	03	02	01	019	中学校地区青少年健全育成協議会支援事業					
	中事業	中事業名称			節	細節	細々節	細々節名称		
	01	中学校地区青少年健全育成協議会支援事業			19	03	01	青少年対策事業費補助金		
補助金等の名称	青少年対策事業補助金									
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	昭和55	年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他			
支出先名称	久留米中学校地区青少年健全育成協議会、東中学校地区青少年健全育成協議会、西中学校地区青少年健全育成協議会、南中学校地区青少年健全育成協議会、大門中学校地区青少年健全育成協議会、下里中学校地区青少年健全育成協議会、中央中学校地区青少年健全育成協議会									
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳								
		特定財源			一般財源					
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源				
30年度	2,600								2,600	
29年度	2,579								2,579	
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)										
法 令 等										
市条例・要綱等	東久留米市青少年対策事業補助金交付要綱									
目的及び効果	東久留米市の青少年対策事業を活発に推進し、もって地域社会における青少年の健全な育成に関する総合施策の推進に寄与することを目的とし、東久留米市内の住民組織が行う青少年対策事業に対する補助金を交付する。									

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	各中学校地区青少年健全育成協議会が主体となって青少年の健全育成に貢献している現状に、市は補助金を交付し支援するところである。その有効性から、所管課として今後も活動を継続していただきたいと考えている。 要綱上 (1) 社会環境浄化活動に関する事業、(2) 青少年の健全な余暇活動に関する事業、(3) 非行防止活動に関する事業、(4) 地区青少年健全育成協議会の運営に関する事業、の4つの事業に係る経費に対する補助であり、その内容は、各団体や地域の実情に応じて異なり、多岐に渡るため、業務委託にそぐわないものとする。
31年度以降の方向性	市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であり、団体の補助金の取り扱いについて適正に指導を行いながら、活動を支援していく。